

# ベイサイド本牧スポーツアカデミー

## 規約

本規約は、ベイサイド本牧スポーツアカデミー（以下、『甲』という。）が提供する各種レッスンを受講する生徒（以下、『生徒』という）と甲との間に関する基本事項について定めたものである。

### 第一条（本規約の適用範囲）

1. 甲が提供する各種レッスンを（以下、『本サービス』）を利用する生徒（個人）及び法人等とする。

### 第二条（目的及び運営方針）

1. 活動目的、地域住民の健康と福祉の観点に寄与すべく運営を行う。
2. 教育機関と連携を図りながら、総合的且つ効果的な健康促進を図る。
3. 地域住民や団体などと連携しながら本サービスを通じ、地域全体で健康促進を図りながら、児童の見守りや、子育てが行いやすい街づくりとコミュニティーの醸成を図る。
4. 対象者
  - (1)小学校4年生～高校1年程度
  - (2)地域住民
5. 活動施設（場所）
  - (1)学校開放事業施設（市立学校等）
  - (2)私立学校の場合は別途、施設管理者の許諾により使用する場合もある。
  - (3)学校開放事業の特性上、学校行事が優先されるため、その場合は代替施設等を活動場所とする場合もある。
  - (4)その他
6. 指導・育成方針（詳細は指導・育成方針参照）
  - (1)各年代やレベル別に必要な各種学習状況の習熟度や各種機能向上を目的とする。
  - (2)競技思考（世界）を目指す生徒は別途、甲と連携する団体などと一緒にサービスを提供する。（主に大会への出場を通じた交流）尚、甲と連携する団体などと活動する場合は別途定めるところによる。
7. 活動する関係者について  
生徒或いは保護者他関係者は地域社会に広く貢献出来るよう社会活動を行うよう努力するものとする。

(クリーンアップ、街おこしアイデアの創出、子育てがし易い街づくりへの協力等)

#### 8. 広報活動について

本活動状況は甲の広報活動の一環として、Web サイト及び SNS など各種メディアに掲載することもあるため、予めご理解ご協力お願い致します。尚、甲のホームページ等へ掲載不可の場合は甲へ予め所定の方法にて意思表示下さい。

#### 9. 各種レッスンのコーチングスタッフ（指導者）

本運営方針に則り、以下の経験者から構成するものとする。

但し、当面の間(1)～(5)の人材活用は見送りさせて頂き、採用する場合は会費を変更させて頂きます。その際は Web サイト等にて告知致します。

(1) 教職員経験者（現役教職員含：教員免許状保持者）

(2) 地域指導員及び部活動指導員・外部指導員経験者

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会認定資格保有者

(4) 公益財団法人レクリエーション協会認定資格保有者

(5) 甲が認めた団体・協会の認定資格保有者

(6) その他、甲が認めた各種専門性を有する者。

（例：スポーツトレーナー、栄養士、企業ボランティア活動者、大学生等）

(7) 甲の運営サポート員は上記適用外とする。

但し、下記講座修了者で甲のコーチングスタッフ監督の下、指導補助を行う。

・コーチング初心者修了者（高校生以上）

・コーチングエッセンスウェビナー修了者（大学生以上）

尚、学生（大学、専門学校）にあってはテニス競技経験、活動経験が義務教育

終了後3年以上ある者で上記講座修了者に限り、テニス初心者クラスを単独で

指導を担えるものとする。

#### 2. 甲との連携団体に属するコーチングスタッフについて

(1)連携団体側規定に準じる。但し、下記講座の受講者が望ましい。

・普通救命講習（最寄りの消防署等で受講可能）

・アンガーマネジメント研修（別途、ELSA にて提供可）

・ハラスマント研修（同上）

(2)連携団体と甲が一体となって行うレッスンについては、前1項に準ずるスキル

に加え、別途 ELSA が提供する HRacade my を受講修了するものとし、指導の資質向上を目的に5年毎に更新講習を受講するものとする。

・講義編

・演習編（集合型対面式の講義と実技を組合せて実施）

受講終了後1ヶ月以内に課題レポートを提出し、合格者は認定証を付与。

#### 10. クラス開校時間外の利用について

当会員（20歳以上）の管理者の下、当団体の活動時間内に限り当該施設での活

動を認める。

但し、当該管理者の責任行為として本諸規定を遵守し、当会員が公平に活動出来るものとし、当該管理者は善管注意義務をはらい会員を公平に扱い、個人利用を禁止とする。また、ボール等は管理者で用意し、活動後は原状回復すること。尚、活動会員は団体保険加入者とする。

又、開施錠については当団体役員より鍵を借受、管理者の責任において活動場所の施錠を行い、施錠後は直ちに当団体役員へ鍵を返却するものとする。

※鍵の複製は禁止とし、紛失時は当団体役員へ直ちに報告すること。

### 第三条（入会資格）

甲が定めるそれぞれの手続きや方針(本規約)に同意した生徒(保護者等)とする。尚、甲に加え連携団体のサービスを受ける場合は、別途連携団体によるところとし、連携団体は当該入会者情報を甲へ共有するものとする。この際、当該入会者は甲の運営に支障の無い範囲の諸規定に合意したものと見做す。

### 第四条（入会手続き）

甲に入会を希望する生徒は、所定の方法にて必要事項を記入し、甲に提出する。

又、甲に入会する生徒は活動費用を納めなければならない。

尚、甲と連携する団体などのサービスを受ける場合は別途、連携団体への申込もを行うものとする。

### 第五条（活動期間と場所）

1. 活動開始は原則、月初からとし月4回のレッスン受講を基本とする。但し、状況により途中入会を認めるものとする。
2. 1回のレッスン時間は第六条3項の通りとする。
3. 毎月の活動予定は別途、学校側から次月の予定表開示を受けてから甲のWebサイトで掲載告知。(目安:前月の最終週末)但し、学校教育が優先となるため急遽変更となる場合が有り、その際は別途会員へ連絡とする。
4. 主な活動場所は学校開放事業を行っている施設内及びその他施設等。  
(横浜市中区の場合:本牧中学校、大鳥中学校等:当面は大鳥中学校)

### 第六条（費用）

1. 活動費用は、レッスン用機材等の諸費用、指導者に対する謝礼等とし、甲が指定する方法で費用を納めることとする。  
尚、それ以外の活動費用は基本自己負担とする。  
自己負担の主な内容は、食費・個人的費用・病気やケガ(団体保険適用範囲内は保

障) の治療費及び関連費用等。

・大会参加費用・遠征費用(交通費・宿泊費)などとする。

※遠征に伴うコーチ引率を希望される場合の諸費用について

交通費：実費(税込) (当面本サービス適用無)

宿泊費： 14,300円／泊

日当費： 3,300円／日(宿泊時)、2,750円／日(日帰時)

※網掛け部分は現在適用無

2. 甲に納付された活動費用は、理由を問わず一切返還されないものとする。

チケット制利用者は有効期限内に利用すること。

尚、甲が開催するレッスン場所が学校開放事業による学校側事由により利用が出来ない時や、震災・悪天候等の場合もあることを予めご理解ご協力頂けるものとする。学校開放事業以外の施設(私立学校や民間有料施設)の場合は、別途施設利用料の実費を参加生徒数で均等割り(1円単位は切り捨てとし甲負担)とする場合もある。その際は、現金精算或いは生徒の保護者當てに甲より、電子マネー請求等とさせて頂きます。(PayPay、LINE Pay等で請求させて頂きますので、保護者の携帯電話番号等を別途、頂戴させて頂きます。)

3. (1) 活動費用／土日祝(税込)

クラス	①テニス(中級) クラス	②テニス(初心者) クラス	※連携団体 は別途
	JrA 小6～高1程度 (150m/1)	小4～中学生十大人 (150m/1)	
入会金	7,700円	左記に準ずる	
週1回(月4回)	8,800円／4回	4,400円／月	
定員	12名(最低2名)	24名／回(最低4名)	

参考単価JrA 880円／1時間

市営庭球場：1,100円／1時間 ボール他用具代別途

参考単価：横浜市近隣テニススクール(土日 Jr 中高生：4回(80分)／1ヶ月)

レッスン相場：10,890～14,080円(2,040円～2,640円／1時間)

(2) テニス(～中級～) クラスは4枚1セットのチケット制を活動費用として納めて頂き、有効期限は発行から1年間とし、有効期限内にご利用下さい。

尚、チケット購入後の払戻しはありません。

2,200円×4枚=8,800円／セット

補足、活動開始時間迄に間に合わない等の諸事情が有る場合、ご相談下さい。

(3) テニス(初心者～) クラスは、定期的に活動出来る生徒を対象とし、月会費を納めて頂きます。

4,400円／月(4回分)

尚、雨天等で中止となった場合は、振替にて活動するものとして、払戻はありません。

(4) プライベートレッスン 6,600円／90分（主に日曜）

(5) 共通事項

- Web サイト内に料金記載がある場合は、Web サイト内を優先します。
- 家族入会者特典として、入会金は家族単位でカウントとする。（同時期入会）  
但し、生計を一つにしている同居家族内とします。

例1) 子供1+保護者1=15,400円 ⇒ 7,700円

例2) 子供1+子供1=7,700円

- 障害者の方は体験及びスポット参加費以外は全クラス毎の半額とする。
- 体験レッスンは全クラス：550円（税込）  
（体験レッスンは団体保険対象外とし、必要に応じて各ご家庭で保険加入を推奨致しますので予めご理解の上、ご参加下さい。別途、別保険に加入済の時はご相談下さい。）

- テニス（初心者）クラスは原則最低4名以上を基本に運営を行います。
- 入会金・活動費用の他に別途、正会員はスポーツ保険料（手数料込）を徴収させて頂きます。

参考：公益財団法人スポーツ安全協会

[ホーム | 公益財団法人スポーツ安全協会 \(sportsanzen.org\)](http://sportsanzen.org)

#### 4. 活動費用の入金について

(1) 入金方法は下記方法でお願いします。

- ①PayPal（クレジットカード又は口座振替）
  - ②銀行振込（振込手数料は乙負担とさせて頂きます）
  - ③現金払い（入会金は現金払いとします：月始めのレッスン時に甲へ支払い）
- ※推奨事項：小学生は現金払いを推奨。

推奨理由：お金（現金）を使う事でお金の価値観や大切さを学んで欲しいと考えているため。

(2) 入金期日は活動月の前月25日迄（金融機関休業日の場合は前営業日）

(3) (テニス)チケット購入について

- 公式LINE経由（推奨方法）
- 現金、振込、クレジットでも可

⇒入金確認後、紙チケットが必要な方は初回レッスン時にお渡しします。

(4) 振込口座：楽天銀行 タクト支店 （普通）4761596 イワサキヨシトク

※振込先が変更となった場合は改めて会員様へご連絡致します。

## 第七条（指導・育成方針）

1. 生徒及び保護者（以下『乙』という）は、甲の指導方法を尊重し、生徒は甲の方針に従い本サービスを実施し、保護者におかれましても甲に全面的に協力し、本活動における生徒のサポートを適切に行うものとする。  
※別紙『指導・育成方針について』参照
2. 指導内容（指導別）
  - (1) テニス（～中級～）クラス
  - (2) テニス（初心者～）クラス  
→初心者クラスの指導者は基本的に大学生以上のテニス経験者及び別途コーチング研修修了者が担当します。
3. 保護者は、本サービスについて甲の指導方法・育成方針について疑問または質問がある場合は、現場コーチに直接申し出る事が出来るものとし、甲はこれに真摯に対応するものとする。

## 第八条 乙の協力義務

1. 甲は乙に対し、以下を協力依頼出来るものとし、乙は可能な限り乙の負担で協力するものとする。
  - (1) 乙は甲の協力依頼に基づきレッスン用具等を提供する。  
(主な用具等：ボール、縄跳び、ラケット、バット、グローブ、ゴルフクラブ、フラフープ、ゴムチューブ、バランス系トレーニング用具や保護者等で使用しているトレーニング機材・用具等。)
  - (2) 当該特定スポーツ（野球、テニス、ゴルフ等）、を行う上で必須用具は乙負担とする。

※入会される方は、特に用具等をご提供頂けると大変助かります。

※当活動運営費の内、用具購入費用や維持管理費用等を抑え、乙の会費負担軽減に努めていますので、ご協力頂けると大変助かります。尚、ご提供頂いた用具等は原則乙へ返却するものとします。

尚、経年使用に伴う損料や使用時の損傷損耗等は、甲は負担しないものとする。

## 第九条（休会等について）

1. 生徒の都合により一時休会する場合には、甲に確認の上、前月 10 日迄に甲へ所定方法により申請しなければならない。尚、甲は乙からの申請に従い必要に応じて活動費用の請求停止処置を行うものとする。又、スポット参加者はこの限りではない。

## 第十条（退会）

1. 退会希望する生徒は、甲に確認の上、前月 10 日迄に甲へ所定方法により申請しな

ければならない。PayPal 払いの方は乙にて支払い停止手続きをお願いします。

※前月 10 日迄に報告・連絡・相談なく入金された受講料金は返金されません。

2. 生徒が次の事項のいずれかに該当する時は、甲は当該受講生徒を退会させが出来る。練習態度・マナーが悪く、度重なる注意を受けても改まらない場合。  
甲を中傷・誹謗し、甲の名誉を著しく毀損した場合、暴力行為、飲酒・喫煙、賭博行為などを行った場合。その他甲がふさわしくないと認めた場合（一部内容は乙の保護者も適用致します）。
3. 生徒が中学校卒業時に乙から甲へ電磁的な方法で意思表示が無い場合は自動で退会扱いとします。尚、チケットが残っていても払い戻しは行いません。又、家族会員の保護者側は所属を継続したい場合は、別途、甲へ申請事項とする。

#### 第十一条（事故）

1. 本サービス内で発生した傷害などの事故については、甲が加入する保険内容に従い補償とするが、甲は保険以上の責任を負わないものとする。但し、一定会員数以上に満たない場合の保険未加入期間や体験レッスン時は、乙の責任において必要に応じて保険加入頂き対応下さい。  
甲は事故等があった場合は、応急処置を行い生徒の保護者へ連絡を行い、必要に応じて救急車の手配等を行うものとします。
2. 生徒がレッスン内において現場コーチ、または他の団体・組織選手や第三者に損害を与えた場合、その保護者は速やかにその賠償の責に応ずるものとする。

#### 第十二条（サービスの中断及び閉鎖）

1. 本サービス用施設の保守又は工事、設備障害が発生した場合等やむを得ない場合。
2. 甲は社会情勢の変化、その他やむを得ない理由により、速やかに乙に予告の上、甲の活動を閉鎖解散する事が出来る。乙はこれに関して何ら異議を訴えず、いかなる種類の請求もしないものとする。
3. 本サービス活動場所は学校教育活動が優先されるため、教育機関側の方針により中断或いは閉鎖となる場合がある。

#### 第十三条（通知）

甲に入会する乙に対する通知は、甲の Web サイトで通知とする。

尚、本サービスの活動については、甲指定の連絡網や乙の登録情報である PC メールや携帯メールもしくは LINE 等にて行う。（活動場所の連絡、悪天候や震災等での活動中止、学校教育活動による予定変更、緊急時の連絡等を想定）

#### 第十四条（個人情報の取り扱い）

本著作権は甲に帰属し、無断転載・無断複写を禁じます。

## 1. 利用目的

- (1)甲は本活動で知り得た個人情報は、本活動に関する連絡、広報活動に利用する。
- (2)広報活動の一環として、本活動動画(静止画含む)は甲のWebサイト及びSNS等へ公開出来るものとする。
- (3)甲の事業提携会社、グループ会社・団体・組織へのサービス案内を行うため。
- (4)他事業者等から個人情報の処置の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (5)市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等によるサービス研究や開発のため
- (6)その他、乙との取引を適切かつ円滑に履行するため

## 2. 個人情報の管理

- (1)甲は適正な管理者の下、各法令に準拠し管理するものとする。

## 3. 収集する情報の種類

お客様からお預かりする個人情報には、一般的にはお客様の住所、氏名、ログインID、端末情報、デバイストークン、Cookieなどがあります。

## 4. 情報の第三者への提供

甲は、業務を委託する場合や特定の者と共同で個人情報を利用する場合その他関連法令により認められた場合以外は、お客様の個人情報をご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

## 5. 情報の取り扱いの委託について

甲は、セキュリティ監視に関する業務その他利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの委託を行う事があります。甲は、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 6. 開示等のご請求手続き

甲は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人であることを確認させて頂き、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。

## 7. ご質問・ご意見・苦情等

甲の公式LINE又はWebサイトからの『お問い合わせ』からお願いします。

## 8. 見直しについて

甲は、お客様の個人情報等の保護を図るために、また関連法令等の変更に対応するために、この規約を改定することができます。特に重要な変更は、甲のWeb上にてお知らせいたします。

## 第十五条（反社会的規則）

### 1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。

本著作権は甲に帰属し、無断転載・無断複写を禁じます。

- (1) 甲及び乙の構成員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準する者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、本契約の締結及び履行をするものではないこと。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本規約に関して次の行為をしてはならない。
    - (1) 霽迫的な言動又は暴力を用いる行為。
    - (2) 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。
  3. 甲又は乙は、相手方が本条第1項又は第2項の規定に違反した場合、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができる。

#### 第十六条（禁止行為）

1. 甲及び本サービス利用者、その他委託企業その他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねる行為。
2. 法令に違反する行為。
3. 社会通念の範囲を超える行為。他生徒へのサービス低下、並びに甲の運営上、支障が出る恐れのある行為。
4. 甲が開設するソーシャルメディアアカウント上で、下記に該当する事項及び該当する恐れるある事項については、乙側コンテンツであっても削除要請や、その他必要と認める措置を講じさせて頂きます。
  - ・甲が提供する本サービスに関係しない事項。
  - ・誹謗中傷や第三者の権利を侵害する事項
  - ・個人情報を含む事項
  - ・違法な情報や猥褻な内容を含む事項
  - ・政治的又は宗教的な広告、宣伝、勧誘に関する事項
  - ・その他、甲の運営にあたり不適切と判断する事項。
5. 甲の定める各種規約に違反する行為
6. 生徒が未成年の場合、保護者及び法的に準ずる立場の者の同意を得ない入会行為。

#### 第十七条（知的財産権）

1. 利用者は、本サービスを通じて、又は広告主により与えられる甲が利用者に提供する情報（映像、音声、文書、写真、ソフトウェアを含む）が著作権、商標権、特許権、もしくは他の知的財産権及び法律により保護されることを認め、且つ同意するものとします。
2. 甲が提供する本サービスに関して、甲は著作権等を放棄はしていないため、著作権等の侵害行為が覚知出来た場合、該当者等に対して削除依頼などの権利行使させて

頂きます。

#### 第十八条（免責事項）

- 改定規約は、甲が別途定める場合を除き、甲Webサイトや電子メール、書面通知等媒体を問わず、その発信時点をもって効力を発するものとする。

#### 第十九条（広告主との関係）

- 利用者は、本サービスを通じて見出される広告主又は他業者の販促行動、並びにこうした接触に関連する他条件、保証は、利用者と該当広告主又は業者との間のものであることを確認すること。
- 甲は、その広告主、リンク・サイト等の使用により、利用者が接触し連絡する者や業者のあらゆる行為について責任を負わないものとします。利用者は当該対応の結果、甲又はその使用者もしくは代理人以外の者又は業者の行為から生じたいかなる損失・損害に関しても、甲を免責することに同意します。

#### 第二十条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第二十一条（規約の改定）

- 甲は乙に対し通知をもって何時でも本規約を改定出来るものとする。
- 改定規約は、甲が別途定める場合を除き、甲Webサイトや電子メール、書面通知等媒体を問わず、その発信時点をもって効力を発するものとする。

以上

乙は本規約にご理解頂き入会の意思表示を以って合意したものと見做すこととします。

初版 2022年1月1日  
改定 2023年2月1日  
改定 2023年5月5日  
改定 2024年3月1日  
改定 2024年5月1日  
改定 2024年9月1日